

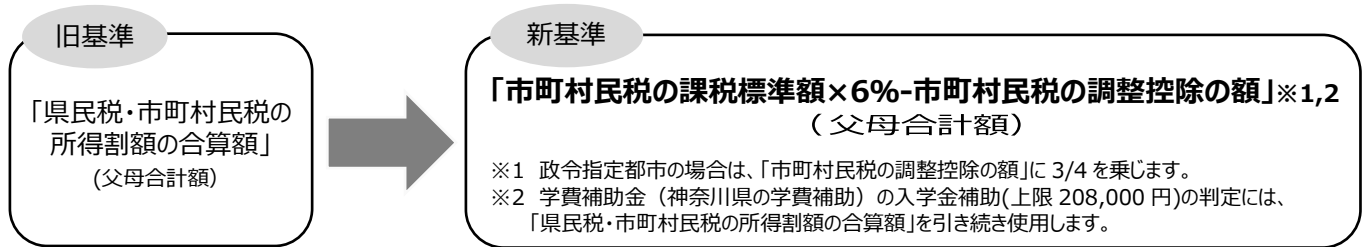
「高等学校等就学支援金」申請手続について（国の制度）

＝令和2年7月～令和3年6月分／高等学校・中等教育学校後期課程の在校生全員が対象＝

「高等学校等就学支援金」は、所得要件を満たすご家庭に授業料が補助される制度です。住民税の切り替わる6月に申請をして審査され、決定されると7月から翌年の6月（高3・中等6は3月）分までの授業料に充当します。

☆高等学校等就学支援金の申請方法☆ 申請をしなければ補助は受けられません！

今回の申請から、**所得基準が変わります。**



今回の申請から、所得基準が複雑になります。対象となるかどうかわからない場合は、申請していただくことを推奨します。（申請せず後から対象と分かった場合でも、さかのぼっての申請はできません。）

対象の可否をご確認されなくても、必要な書類を提出すれば申請していただくことができます。（その結果対象外であれば、対象外の旨の通知をお渡しします。）

1 支給対象者について（所得基準と補助額）

- (1) 保護者等*が以下の所得基準を満たしていること。
- (2) 令和2年1月1日時点で保護者等*が海外に赴任していたため、住民税が課されていない世帯
※保護者等…親権者（両親の場合2名分）、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人

年収の目安	令和2年度の「市町村民税の課税標準額×6% －市町村民税の調整控除の額」※1	就学支援金 授業料補助(年額・上限)
270万円 未満	生活保護世帯（令和2年1月1日時点）	396,000円
	令和2年度の 「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が 0円（非課税）	
590万円 未満	154,500円 未満	118,800円
910万円 未満	304,200円 未満	

あくまで目安です

こちらの基準で判定します

2 「高等学校等就学支援金」確認票について

● 高等学校等就学支援金確認票に申請情報が記載されていない

申請情報登録内容の表に、必要事項を記入してください。あわせて、以下の **3 提出書類について** を参照のうえ、必要な書類を郵送または持参にて学校に提出してください。

● 高等学校等就学支援金確認票に申請情報が記載されている

申請情報登録内容の表に記載されているのは前回の申請情報です。内容を確認して変更の有無をチェックし、変更がある場合は確認票にその旨を記載したうえで提出してください。

特に、課税地が誤っていると県から自治体への税額照会ができません。令和2年1月1日時点の住所になっているか、ご確認ください。申請書類は **3 提出書類について** を確認してください。

3 提出書類について

全員必須 ◎ 「高等学校等就学支援金」 確認票

申請の際、確認票のほかに必要な書類は以下の通りです。ご自身が当てはまる書類をすべて提出してください。

【昨年6月以降または今年の4月以降に申請し、個人番号(写)等貼付台紙をすでに提出した】

- ▶ 「高等学校等就学支援金」確認票のみ提出
* 連絡先が空欄の場合は記入してください。

【就学支援金確認票の申請情報登録内容が空欄である】

- ▶ 個人番号カード(写)等貼付台紙
- ▶ 本人確認書類貼付用紙(郵送で提出する場合必須)
… 4 マイナンバー提出時の本人確認書類について を参照

申請には個人番号カードの写しが必要です。

「個人番号カード(写)等貼付台紙」に、個人番号カード(裏面)、通知カードの写し、マイナンバーが記載された住民票など、個人番号が確認できる書類の貼付が必要です。

※ 親権者全員分の個人番号(マイナンバー)が確認できる書類が必要です。(生徒本人は不要)
コピーが薄いなど、番号が判別できない場合には受け付けられないことがあります。

【生活保護受給世帯】

- ▶ 生活保護受給証明書(令和2(2020)年1月1日時点で生活保護を受けていることがわかる、福祉事務所長等が発行したもの。「支給証」ではありません。)

【親権者のうち1名もしくは両名が、令和2(2020)年1月1日時点で日本に住んでいなかった】

- ▶ 親権者の海外歴(確認票の裏面に、必要事項をご記入ください)

※ すでに申請されていた方で、海外に赴任していた親権者が平成31年1月2日以降に日本に戻られた等、前回の申請時と状況が変わっている方は、個人番号カード(写)等の提出が必要な場合があります。

※ 上記に当てはまらない場合等は、個別にお問い合わせください。

6月18日(木) 必着

同封の返信用封筒で、事務室へ郵送または持参してください。

4 マイナンバー提出時の本人確認書類について

・ 就学支援金の手続きを郵送で行う際には、神奈川県からの指導により、別途本人確認資料を同封していただく必要があります。必要な確認書類は次のとおりです。

- ※ 生徒持参……不要(学校で生徒が在籍していることが確認できているため)
- ※ 保護者持参…マイナンバーカード(写真付き)・運転免許証・パスポート等の提示※
- ※ 郵送……………マイナンバーカード(写真付き)・運転免許証・パスポート等の写し※
 - ※ マイナンバーカード(写真付き)・運転免許証・パスポート等の提出が困難な場合は健康保険の被保険者証・年金手帳等の2つ以上の書類をご用意ください。

郵送の場合は、必ず郵便局の窓口で「特定記録」(追跡が可能な郵便)をご利用のうえお送りください。

5 その他

支給時期・方法

今回の申請で「高等学校等就学支援金」の支給対象になった方は、校納金引き落としの際に減額して引き落とし、または校納金の引き落とし口座へお振り込みします。

認定された方には決定通知書をお送りしますので、詳細をご確認ください。

また、今回の申請で認定されなかった方には不認定通知をお送りいたします。

神奈川県「学費補助金」について（神奈川県の制度）

＝令和2年4月～令和3年3月分＝

「学費補助金」（学費軽減補助金）は、私立高等学校等に在学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、年収約750万円未満の世帯に対して入学金・授業料を補助する神奈川県独自の制度です。

1 概要（対象者について）

生徒・保護者ともに神奈川県内在住、かつ神奈川県内設置の私立学校に通うことが条件となります。保護者の片方が単身赴任により県外在住の場合も申請できます。（国外の場合には該当しません）

年収の目安	令和2年度の「市町村民税の課税標準額×6% －市町村民税の調整控除の額」※1	学費軽減補助金	
		授業料補助 (年額・上限)	入学金 (1回のみ・上限)
270万円 未満	生活保護世帯 (令和2年1月1日時点)	48,000円	208,000円※2
	令和2年度の 「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が 0円（非課税）		
590万円 未満	154,500円 未満	48,000円	100,000円
700万円 未満	203,100円 未満	325,200円	
750万円 未満	227,100円 未満	74,400円	

あくまで目安です

※1 政令指定都市の場合は、「市町村民税の調整控除の額」に3/4を乗じます。
※2 学費の補助は、学校への納付額が補助額を下回る場合、納付額が上限額となります。

こちらの基準で判定します

2 提出書類について

◎学費軽減申請書（第1号様式）……申請する方は必ず提出してください。

▶申請書（第1号様式）は、神奈川県在住の方にのみ同封しています。

◎添付書類

【入学金補助を申請する非課税世帯の場合】

○令和2年度の非課税証明書（親権者全員の分が必要です）

入学金補助を申請しない（高校1年生以外の場合）、就学支援金と同時申請であれば、申請書（第1号様式）のみを提出してください。（添付書類不要）

※ 所得基準に該当するかどうか分からない場合は、申請していただくことを推奨します。（申請せず後から対象と分かった場合でも、さかのぼっての申請はできません）

6月18日(木) 必着

同封の返信用封筒で、事務室へ郵送または持参してください。

3 その他

支給時期・方法

今回の申請で、神奈川県のお奨学補助の支給対象となった方には、11月頃に、校納金の引き落とし口座にお振込みいたします。支給対象となった方には、決定通知書をお送りいたします。

また、支給対象外となった方には不認定の通知をお送りします。

【重要】「神奈川県高校生奨学給付金」について（神奈川県の制度）

「神奈川県高校生等奨学給付金」は、神奈川県にお住まいの高校生等の保護者に対して、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。

7月1日時点で本校に在学しており、生活保護（生業扶助）を受けている世帯、または親権者全員の令和2年度の県民税・市民税所得割額の合算額が0円（非課税）である世帯が対象です。

奨学給付金のご案内については、後日、対象の世帯に申請書等を郵送にてお送りいたします。

提出場所（就学支援金・学費軽減補助金 共通）

- ・生徒が持参する場合
A棟購買 または A棟事務室
E棟事務室
F棟事務室
- ・保護者が持参する場合
A棟（高校校舎）事務室

郵送先・問い合わせ先
〒225-8502 横浜市青葉区鉄町1614
桐蔭学園高等学校 A棟事務
就学支援金担当 宛
電話番号 045-971-1411(代)